



令和6年11月13日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市特別職報酬等審議会

会長 山本 真 敬



特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年10月29日及び令和6年11月11日に諮問のあった市長、副市長、議員の報酬等の額及び常勤の監査委員の期末手当の額については、慎重に審議した結果、次のとおり決定したので答申します。

1. 報酬等の額

次のとおりとすることが適当である。

（1）報酬・俸給月額

現行のとおりとする。

（2）期末手当の支給月数

市長、副市長、議長、副議長及び議員において、3.10月に改定する。
常勤の監査委員において、現行のとおりとする。

2. 改定の実施時期

令和6年12月1日とすることが適当である。

(説 明)

新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項及び第3項の規定により諮問のあった現行の市長、副市長並びに議員の報酬等の額及び常勤の監査委員の期末手当の額の適否について、新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容、他の政令指定都市などの特別職の報酬等の状況、新潟市の特別職報酬等の改定経緯、国家公務員の給与の状況、消費者物価指数、並びに新潟市の財政状況等の資料を参考に慎重に審議を行った。

委員からは、市の財政状況や能登半島地震の再建半ばである状況を鑑みると、特別職の報酬等を2年連続で引上げとすることについては、市民から理解を得ることが難しいのではないかとこの意見があった。

一方で、特別職の報酬等には役職の責任に対する対価という性質があるため、度重なる災害等に対応する責任・負担への評価や、魅力ある職であるための報酬等のインセンティブが必要であるとの意見、また、物価高及び最低賃金上昇等の社会・経済状況を鑑みると何らかの引上げが必要であるとの意見があった。

最終的には、報酬・俸給月額については、退職手当や期末手当にも影響が及ぶことや市民感情を考慮し、据え置きとするが、期末手当については、人事委員会勧告による一般職の引上げ月数と同様に0.1月分引上げることが適当であるとの結論に至った。

改定の実施時期については、特別職のこれまでの改定の経緯を踏まえ、一般職と同様に令和6年12月1日からとした。

また、常勤の監査委員の期末手当については、昨年の審議会において、他の政令指定都市との比較で年収水準が他の特別職の順位を上回る状況から、俸給月額及び期末手当を据え置くことが望ましいと答申したところであるが、本年においてもその状況は変わらないため、昨年に引き続き据え置きとすることが適当との結論に至った。